

第6 動力漁船の性能の基準について

1 動力漁船の性能の基準の内容

動力漁船の性能の基準は、同一階層に属する漁船間の漁獲能力の均等化を図り、漁業調整を資するために、法第3条第1項の規定の基づき、一定の基準を定めたものです。

性能基準を満たさない場合は、建造・改造等の許可はできません。

①計画総トン数が20トン未満の漁船（単胴船に限る。）は、その幅と深さの比が2以上

②計画総トン数が40トン未満の漁船（漁船法第4条第1項第1号に掲げる漁業にのみ従事する漁船及び官公庁船を除く。）にあつては、下表に掲げる計画総トン数に応じそれぞれに掲げる馬力数以下であること

計画総トン数		推進機関の馬力数
4.0トン未満		330キロワット（70）
4.0トン以上	6.0トン未満	450キロワット（90）
6.0トン以上	10トン未満	540キロワット（120）
10トン以上	15トン未満	670キロワット（160）
15トン以上	20トン未満	890キロワット（190）
20トン以上	30トン未満	1,010キロワット（250）
30トン以上	40トン未満	1,130キロワット（310）

「推進機関の馬力数」の欄中（ ）内の数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされている漁船の推進機関に適用する。

③計画総トン数が20トン未満の漁船（ジーゼル機関に限る。）にあつては、推進機関に燃料の最大噴射量をその機関の構造上安全な噴射量に制限する装置及び機関の最大回転数をその構造上安全な回転数に制限する装置が取り付けられていること（小型機関制限装置機能基準に適合するもので、水産庁の型式承認を受けているものに限る。）

2 動力漁船の性能の基準の取扱いについて

①「船舶の幅と深さ」については、次に掲げる場合を除き、漁船法施行規則第1条第1項から第6項までによる。

（ア）上甲板に階段がある場合であつて、低い部分の長さが船の長さの3分の1以下であるときは、当該部分については階段に隣接する高い方の上甲板の順整な延長面を上甲板とみなし、高い方の上甲板により船舶の幅及び深さを決定する。

（イ）計画満載喫水線（総トン数20トン未満の船舶にあつては、船舶の長さの中央において、上甲板りょうの船側における上面から0.50m下方の位置）より上部の船側にフレヤー又は張り出し部がある場合にあつては、当該フレヤー又は張り出し部とその下方の外板の内面との交点から垂直に延長した面において船舶の幅及び深さを決定する。

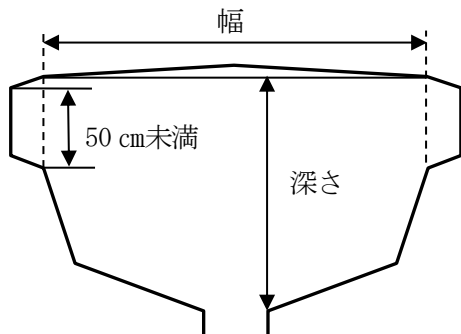
（ウ）船底に張り出し部がある場合にあつては、両側の船底外板の内面とキール部の内面と交点を結んだ線をキールの上面とみなして船舶の深さを決定する。

②性能の基準第3項に適合する制限装置は、「小型機関制限装置機能基準」に適合するもので、農林水産大臣の試験を必要とする。この場合、既に試験済みの機関で、同一製作者によって同一生産方式により量産されている機関の制限装置の機能については、機能基準に適合してい

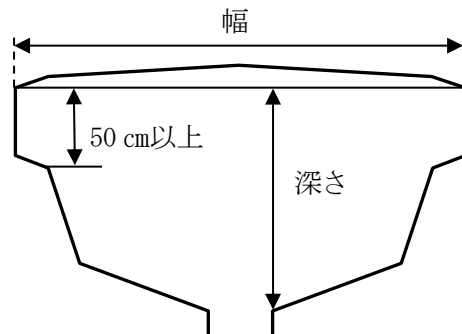
るものとみて差し支えない。

※船側張り出し部を有する船舶では、その高さが 50 cm 以上と 50 cm 未満の場合で、次図のとおり幅と深さの基点が異なります。

なお、計測位置は、船側外板の内面、船底外板の内面が基点です。



船側張り出し部の高さが 50 cm 未満の基点



船側張り出し部の高さが 50 cm 以上の基点